【規程番号　行法Ⅵ－002】

行吉学園教職員退職金規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「本法人」という。）神戸女子大学、神戸女子短期大学及び幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園（以下「認定こども園」という。）の専任教職員の退職金に関する事項を定める。

（受給資格）

第２条　本法人に２年以上在籍しなければ退職金の受給資格を有しない。

（退職金支給額の算定）

第３条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学の専任教職員は、公益財団法人私立大学退職金財団に登録し、当該財団交付規定に基づいて支給するものとし、認定こども園の専任教職員は、公益財団法人兵庫県私立幼稚園教職員退職金財団に登録し、当該財団給付規定に基づいて支給する。

２　前項の規定による支給額は、次の各号により算定する。

（1）神戸女子大学、神戸女子短期大学に属する教職員

退職時におけるその者に係る公益財団法人私立大学退職金財団へ届け出た俸給月額に基づき適用される標準俸給月額にその者の在職期間に応じて別表第１に定める支給率を乗じて得た額

（2）認定こども園に属する教職員

退職日におけるその者に係る公益財団法人兵庫県私立幼稚園教職員退職基金財団へ届け出た給与月額に基づき適用される平均標準給与の月額にその者の勤続期間及び退職の種類に応じて別表第２に定める支給率を乗じて得た額

（退職金の割増支給）

第４条　本法人の事業上の都合に基づく退職の場合には、各財団支給規程に基づく標準俸給月額または平均標準給与の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（1）　１年以上 10 年以下の期間については、１年につき 100 分の 150

（2）11 年以上 20 年以下の期間については、１年につき 100 分の 165

（3）21 年以上 30 年以下の期間については、１年につき 100 分の 180

（4）31 年以上の期間については、１年につき 100 分の 150

（定年前早期退職者に対する退職金に係る特例）

第５条　学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則第29条、学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則第29条及び学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則第32条の規程による定年退職日の１年前までに退職した者であって、その年齢が55歳以上である者に対する退職金は、各財団の支給規定に基づく額にその者に係る定年と退職の日以後の最初の３月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年

につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額とする。

2　前項の規定は、就業規則に定める懲戒に伴い退職する者には適用しない。

（休職期間の取扱い）

第６条　休職期間は在職年数に算入しない。

（支給方法）

第７条　退職金の支給は、退職発令後 2 か月以内に本人又はその遺族に支給される。

（支給の制限）

第８条　懲戒免職となった教職員には、所轄労働基準監督署長の承認を得て、退職金を支給しないことがある。

（功労金の支給）

第９条　本法人の維持発展に特に功労が顕著であった教職員には、理事長が理事会の議を経て、100 万円を限度として功労金を支給することがある。

（規程の変更）

第 10 条　この規程は、理事長が理事会の議を経て変更することができる。

附　則

この規程は、昭和 58 年3 月 31 日から施行する。

附　則

この規程は、平成元年 3 月 31 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 15 年3 月 31 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 9 月 29 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第１

（標準俸給表）

標準俸給月額	俸給月額
80,000 円	84,999 円迄
90,000	85,000 ～ 94,999
100,000	95,000 ～ 104,999
110,000	105,000 ～ 114,999
120,000	115,000 ～ 124,999
130,000	125,000 ～ 134,999
140,000	135,000 ～ 144,999
150,000	145,000 ～ 154,999
160,000	155,000 ～ 164,999
170,000	165,000 ～ 174,999
180,000	175,000 ～ 184,999
190,000	185,000 ～ 194,999
200,000	195,000 ～ 204,999
210,000	205,000 ～ 214,999
220,000	215,000 ～ 224,999
230,000	225,000 ～ 234,999
240,000	235,000 ～ 244,999
250,000	245,000 ～ 254,999
260,000	255,000 ～ 264,999
270,000	265,000 ～ 274,999
280,000	275,000 ～ 284,999
290,000	285,000 ～ 294,999
300,000	295,000 ～ 304,999
310,000	305,000 ～ 314,999
320,000	315,000 ～ 324,999
330,000	325,000 ～ 334,999
340,000	335,000 ～ 344,999
350,000	345,000 ～ 354,999
360,000	355,000 ～ 364,999
370,000	365,000 ～ 374,999
380,000	375,000 ～ 384,999
390,000	385,000 ～ 394,999
400,000	395,000 ～ 404,999
410,000	405,000 ～ 414,999
420,000	415,000 ～ 424,999

（支給率表）

在職期間	支給率
2 年	1.2 月
3	1.8
4	2.4
5	3.0
6	3.6
7	4.2
8	4.8
9	5.4
10	6.0
11	8.88
12	9.76
13	10.64
14	11.52
15	12.4
16	15.39
17	16.83
18	18.27
19	19.71
20	23.5
21	25.5
22	27.5
23	29.5
24	31.5
25	33.5
26	35.1
27	36.7
28	38.3
29	39.9
30	41.5
31	42.7
32	43.9
33	45.1
34	46.3
35	47.5
36	48.7

別表第１

（標準俸給表）

標準俸給月額	俸給月額
430,000	425,000 ～ 434,999
440,000	435,000 ～ 444,999
450,000	445,000 ～ 454,999
460,000	455,000 ～ 464,999
470,000	465,000 ～ 474,999
480,000	475,000 ～ 484,999
490,000	485,000 ～ 494,999
500,000	495,000 ～ 504,999
510,000	505,000 ～ 514,999
520,000	515,000 ～ 524,999
530,000	525,000 ～ 534,999
540,000	535,000 ～ 544,999
550,000	545,000 ～ 554,999
560,000	555,000 ～ 564,999
570,000	565,000 ～ 574,999
580,000	575,000 ～ 584,999
590,000	585,000 円以上

（支給率表）

在職期間	支給率
37	49.9
38	51.1
39	52.3
40	53.5
41	54.7
42	55.9
43	57.1
44	58.3
45 年以上	59.28

別表第２

（標準給与表）

標準給与の月額	給与月額
98,000 円	100,999 円まで
104,000	101,000 ～ 106,999
110,000	107,000 ～ 113,999
118,000	114,000 ～ 121999
126,000	122,000 ～ 129,999
134,000	130,000 ～ 137,999
142,000	138,000 ～ 145,999
150,000	146,000 ～ 154,999
160,000	155,000 ～ 164,999
170,000	165,000 ～ 174,999
180,000	175,000 ～ 184,999
190,000	185,000 ～ 194,999

（支給率表）

勤続期間以上～未満	普通退職	死亡退職	職務上の死亡退職
2～3 年	1.200	2.000	4.500
3～4	1.800	3.000	5.400
4～5	2.400	4.000	6.000
5～6	3.000	5.000	7.500
6～7	4.500	6.000	9.000
7～8	5.250	7.000	10.500
8～9	6.000	8.000	12.000
9～10	6.750	9.000	13.500
10～11	7.500	10.000	15.000
11～12	8.880	11.100	16.650
12～13	9.760	12.200	18.300
13～14	10.640	13.300	19.950

別表第 2

（標準給与表）

標準給与の月額	給与月額
200,000	195,000 ～ 209,999
220,000	210,000 ～ 229,999
240,000	230,000 ～ 249,999
260,000	250,000 ～ 269,999
280,000	270,000 ～ 289,999
300,000	290,000 ～ 309,999
320,000	310,000 ～ 329,999
340,000	330,000 ～ 349,999
360,000	350,000 ～ 369,999
380,000	370,000 ～ 394,999
410,000	395,000 ～ 424,999
440,000	425,000 ～ 454,999
470,000	455,000 ～ 484,999
500,000	485,000 ～ 514,999
530,000	515,000 円以上

（支給率表）

勤続期間 以上～未満	普通退職	死亡退職	職務上の死亡退職
14～15	11.520	14.400	21.500
15～16	12.400	15.500	23.250
16～17	13.280	16.600	24.900
17～18	14.160	17.700	26.550
18～19	15.040	18.800	28.200
19～20	15.920	19.900	29.850
20～21	21.000	21.000	31.500
21～22	22.200	22.200	33.300
22～23	23.400	23.400	35.100
23～24	24.600	24.600	36.900
24～25	25.800	25.800	38.700
25～26	28.375	28.375	40.500
26～27	30.950	30.950	42.300
27～28	33.525	33.525	44.100
28～29	36.100	36.100	45.900
29～30	38.675	38.675	47.700
30～32	41.250	41.250	49.500
32～34	42.625	42.625	51.150
34～36	44.000	44.000	52.800
36～38	45.375	45.375	54.450
38～40	46.750	46.750	56.100
40～42	48.125	48.125	57.750
42～44	49.500	49.500	59.400
44 年以上	50.875	50.875	60.000